

令和7年度台東区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 指導監査実施方針

令和7年6月2日
7台教庶第343号

1 指導監査の趣旨及び基本方針

令和7年4月現在における区内の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所数は全85施設である。このうち、64施設（75.2%）は、社会福祉法人、学校法人、株式会社など多様な法人等が運営しており、その特色を生かした教育・保育を展開している。

都内では、幼児教育・保育施設の整備が進み、利用機会の拡大が図られている一方で、従事する教育・保育職員の入れ替わりが頻繁に行われている。区内の施設等においても、特に保育所では経験年数の浅い職員が多く見られる傾向にある。教育・保育の提供については、幼稚園教育要領、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領の内容を理解し、児童の資質・能力を育むことが求められている。

そのため、指導監査においては、児童の健康と安全や人権擁護、適切なアレルギー対応の確保、適正な施設運営と会計処理など、これまで以上にきめ細かな支援が必要となっている。

また、令和8年度からは、こども誰でも通園制度が全国で本格実施となり、指導監査の対象とされることから、今後はその対応も求められる。

以上を踏まえ、区は、施設が児童の安全と適正な施設運営等を確保し、多様な利用者のニーズに対応していくことができるよう、次の3つの視点から、子ども・子育て支援法及び児童福祉法に基づく指導監査を実施する。

ア 子ども・子育て支援法並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の遵守

イ 子ども・子育て支援法に基づく施設型給付費等及び区の補助等に対する請求並びに支出

ウ 児童福祉法並びに台東区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の遵守

指導監査の実施にあたって、区は、各施設等の創意工夫や取り組みを尊重し、その運営努力も勘案することで、形式的・画一的な指導とならないよう努める。また、検査結果の講評時や、指摘事項を踏まえた改善の過程においては、きめ細やかな指導・助言を行うよう留意する。

2 区の指導監査の対象と定義

区 分		子ども・子育て支援法		児童福祉法
		一般指導監査	特別指導監査	
特定教育・ 保育施設	認定こども園	子ども・子育て支援法 第 14 条	子ども・子育て支援法 第 38 条	—
	(特定教育・保育施設である) 幼稚園			
	保育所		子ども・子育て支援法 第 50 条	児童福祉法 第 34 条の 17
特定地域型 保育事業者	家庭的保育事業			
	小規模保育事業			
	事業所内保育事業			

(1) 一般指導監査

この指針における一般指導監査は、台東区家庭的保育事業等指導監査実施要綱（以下「施設監査要綱」）第 8 条の規定に基づく一般指導監査及び台東区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者指導監査実施要綱（以下「確認監査要綱」）第 5 条の規定に基づく実地指導とする。

ア 実地指導

- ・ 施設等を対象に定期的かつ計画的に実施する
- ・ 報告、文書その他の物件の提出、提示を命じる、職員や関係者に対して質問する、施設や事業所に立ち入り検査を行う等の方法により実施する。

イ 集団指導

- ・ 関係法令の遵守に関して周知徹底等の必要があると認める場合に実施する。
- ・ 施設等の設置者等を一定の場所に集めて講習等の方法により実施する。

(2) 特別指導監査

この指針における特別指導監査は、施設監査要綱第 9 条の規定に基づく特別指導監査及び確認監査要綱第 7 条の規定に基づく監査とする。

- ・ 子ども・子育て支援法に定める勧告等に相当する違反の疑いがあると認める場合等に実施する。一般指導監査から移行する場合もある。
- ・ 報告、帳簿書類その他の物件の提出・提示を命じる、設置者等へ出頭を求める、質問を行う、施設等に立ち入り検査を行う等の方法により実施する。

3 指導監査の重点事項

(1) 運営管理関係

① 職員の状況

- ア 職員配置基準に定める職員の員数及び資格を満たしているか。
- イ 職員の状況を把握するため、雇用契約書、出退勤記録等が適正に整

備されているか。

ウ 職員の健康診断や労働条件に係る運用が適正に実施されているか。

② 建物設備の管理及び災害対策の状況

ア 児童の年齢区分別に基準面積が確保されているか。

イ 消防計画等に基づく防火設備の配備、避難訓練等の防災対策が徹底されているか。

(2) 会計経理関係

① 決算書が適正に作成されているか。

② 物品購入等に伴う契約書が作成されているか。

③ 資産管理が適正に行われているか。

④ 預金通帳の管理等、内部牽制体制が確保されているか。

⑤ 適正な会計処理がなされているか。

⑥ 経理等通知の手続きの遵守等、委託費の管理・運用は適正にされているか。

(3) 教育・保育関係

① 教育・保育の状況

ア 教育・保育にあたる職員は適正に配置されているか。

イ 子供一人一人の人格を尊重した保育が行われているか。

② 食事の提供の状況

ア 食中毒事故の発生防止を始めとした衛生管理が徹底されているか。

イ 給食材料を適切に用意、保管されているか。

ウ アレルギー児等に対し状況に応じた食事の提供が適正に行われているか。

③ 健康・安全の状況

ア 乳幼児突然死症候群の予防が徹底されているか。

イ 施設等の内外での事故防止対策及び事故発生時の対応が適切に行われているか。

ウ 家庭において虐待又は不適切な養育の兆候が見られる場合に、適切に対応しているか。

(4) 公定価格

① 施設型給付費等の請求は適正か。

② 基本分単価で配置が求められる職員が配置されているか。

③ 処遇改善等加算は、職員の賃金改善に適切・確実に充てられているか。

4 関係部署との連携

(1) 東京都

指導監査対象施設が、東京都の指導検査対象施設となっている場合は、同日に実施するよう努める。

(2) 福祉部福祉課

令和6年度より、指導監査対象施設が、福祉部福祉課所管の社会福祉法

人に対する指導監査（以下、「法人検査」という）の対象となっている場合は、事務効率化の観点から一体的に行うことが効果的であるため、同日に実施する。

また、法人検査の対象となっている施設についての課題や指導内容等を双方で確認するなど、必要な情報連携を行う。

（３）施設等運営所管

認定こども園、幼稚園、保育所及び家庭的保育事業等の運営所管課と連携し、指導監査の適正な対応・推進を図る。

５ 指導形態

（１）特定教育・保育施設に対する助言・指導

ア 助言

法令又は通達等のいずれにも適合する場合は、運営に資するものと考えられる事項については、「助言指導」を行う。

イ 口頭指導

教育・福祉関係法令以外の関係法令又はその他の通達等に違反し、その程度が軽微である場合は、原則として、「口頭指導」とする。

ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は、「文書指摘」とする。

なお、教育・福祉関係法令及び教育・福祉関係通達等に違反する場合であっても、軽微な違反の場合に限り、「口頭指導」とすることができる。

ウ 文書指摘

教育・福祉関係法令及び教育・福祉関係通達等に違反する場合（軽微な違反の場合を除く。）は、原則として、「文書指摘」とする。

ただし、改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合等は、「口頭指導」とすることができる。

エ 勧告

子ども・子育て支援法第３９条第１項各号に掲げる場合に該当すると認めたときは、期限を定めて「勧告」を行う。

（２）特定地域型保育事業者に対する助言・指導等

ア 助言

法令又は通達等のいずれにも適合する場合は、運営に資するものと考えられる事項については、「助言指導」を行う。

イ 口頭指導

教育・福祉関係法令以外の関係法令又はその他の通達等に違反し、その程度が軽微である場合は、原則として、「口頭指導」とする。

ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は、「文書指摘」とする。

なお、教育・福祉関係法令及び教育・福祉関係通達等に違反する場

合であっても、軽微な違反の場合に限り、「口頭指導」とすることができる。

ウ 文書指摘

教育・福祉関係法令及び教育・福祉関係通達等に違反する場合（軽微な違反の場合を除く。）は、原則として、「文書指摘」とする。

ただし、改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合等は、「口頭指導」とすることができる。

エ 勧告

子ども・子育て支援法第51条第1項各号に掲げる場合に該当すると認めたとき、または児童福祉法第34条の16第1項の基準に適合しないと認めたときは、期限を定めて「勧告」を行う。